

消費者団体との施策意見交換会 「食品に関するリスクコミュニケーション（牛肉のトレーサビリティ）」 議事概要

- I 日 時 平成15年12月12日（金）10:00～12:00
 II 場 所 農林水産省講堂
 III 議 題 1. 消費・安全局長あいさつ
 2. 議事「牛肉のトレーサビリティと牛の個体識別について」

IV 議事概要

1. 消費・安全局長あいさつ

皆様おはようございます、消費・安全局長の中川です。本日は多数の皆様方にお集まり頂き、真にありがとうございます。本日は5回目か6回目のリスクコミュニケーションでありまして、何人かの方は本会の趣旨についてご存じと思いますが、改めてご説明致します。私たちの消費・安全局は今年の7月に、食の安全・安心の確保のための諸施策の責任ある部局として設営されましたので、食の安全・安心の確保をしっかりとやっていきたいと思っております。その際に消費者の方々、国民の方々、関係の事業者の方々と常日頃から情報交換し、ご意見をうかがう機会を常に設けていくことが大変大事な事だと思っており、9月以降、皆様方の特に関心をお持ちのテーマを選びまして意見交換の場を設けてきたところです。本日は牛肉のトレーサビリティを中心に、私たちからまずはご説明をし、皆様からもご意見を拝聴したいと思っております。そもそもトレーサビリティという言葉自体、まだ広く一般に定着していないと思いますが、生産から消費に至るまでの履歴・過程をずっと追跡できるシステムです。牛につきましては法律に基づき、本年12月1日から実施されることになっておりますが、まだ消費者の皆様の手元に届くところまでではなく、生産農場の段階からと畜場までの段階でとりあえず実施することになっていきます。なお来年の12月1日からは、と畜場から食肉処理、あるいは販売店を経由して消費者の皆様の手元に届くまでの過程が、実施されることになります。今日は本制度のねらいなどについてもご説明したいと思っております。また併せまして、牛肉のトレーサビリティが法律で義務づけされることになったきっかけである、BSEそのものについての簡単なご説明を致します。あるいは12月1日から牛肉のトレーサビリティと合わせて、日本農林規格（以下「JAS」と記載）のなかでも新たに牛肉の生産情報公表JASが制定されていますので、これについてもお話し致します。

いずれにしましても、一昨年9月に我が国で初めてBSEが発生しまして、それ以降厚生労働省などとも協力しながら、消費者の皆様安心して頂けるよう、と畜場での全頭検査、特定危険部位の除去といった牛肉の安全性確保のための措置を講じております。まん延防止のためには肉骨粉等の製造、輸入の禁止、あるいは間違っ牛の口にはいらないよう、あらゆる可能性を考えて、措置をはかっております。こういった措置を講じて、皆様方には是非安心していただけることを念頭に置いて、一生懸命取り組んでおります。

今日のトレーサビリティシステムは、先程述べた措置を講じた上に、さらなる施策として導入したところです。この意見交換会が皆様のご理解をさらに進めるための一助となるようお願い致します。本日は宜しくお願い致します。

2. 議事「牛肉のトレーサビリティと牛の個体識別について」

（1）資料説明

(2) 質疑応答・意見交換

○トレーサビリティ全般について

Q：トレーサビリティでわかる情報の中に、その牛がどんな代用乳を飲んだか、その農場で肉骨粉を含む飼料・肥料の使用があったかなどの情報は含まれるのか。牛が農場や放牧地でどのようなものを口にするかわからないので、心配である。

A：牛肉のトレーサビリティ制度では、給与された飼料の記録までは求めています。が、生産情報公表JASでは生まれてからと殺されるまでの飼料の情報が提供されます。また、生産者に対し、どんな代用乳や飼料を与えていたか、また、配合飼料メーカーに対してどんな飼料を製造したか、それぞれデータベース化する補助事業を行っています。

肉骨粉については、現在輸入、製造、牛への給与が禁止されています。特に牛由来の肉骨粉はすべて焼却しています。また、ゼラチンなど一部のものを除いてほ乳動物由来のたんぱく質を牛の飼料として使用することも禁止されています。

さらに、配合飼料メーカーでは製造ラインを分離し、豚や鶏で使用を認めているチキンミールなどが、牛用の配合飼料に混ざらないような対応をすでに開始し、平成17年4月1日からは完全に行われる予定です。

放牧地などで使われる肥料は化学肥料または堆肥に限られています。

Q：特定牛肉とは日本で生まれ育った牛だけなのか。

A：輸入牛についても、輸入以降は国内で生まれたものと同じように記録され、その肉は特定牛肉となります。

Q：牛肉のトレーサビリティに関する記録の保管が2年間というのは、BSEのことを考えると短いのではないか。

A：冷凍であっても2年間以上経過すると食品としての価値がなくなり取引されなくなるため、一年ごとに帳簿を調査し、その後2年間保存すれば流通している牛肉すべてをカバーできると考えています。

もし、患畜がでた場合の調査という点では、飼料安全法で記帳義務が定められており、牛の飼料については配合飼料メーカー、販売業者は8年間記帳を残すことになっていますし、生産者についても法令上給与飼料について記帳を残す努力規定があります。

Q：トレーサビリティ・システムとはなにか起こったときに追跡ができることが目的と理解している。多くの予算をかけて個体識別システムを導入し、全頭検査も含め、ここまでやる必要性に疑問を感じていたが、8、9頭目の発生時の生産農場や疑似患畜の特定の速さをみて、その効力を実感した。

ただ、すべての牛について、個体識別、と畜場での検査が行われているにも関わらず、来年12月の店頭表示を前に、「うちだけやっている」というような表示もあり、消費者からみてどれが安全・安心なのかわからなくなってしまうことが懸念される。消費者がどこでどのくらいコストを負担することになるのか、DNA鑑定なのか、生産情報公表JASなのか、消費者が選択できるように情報を提供したうえで、スタートさせてほしい。

A：情報の提供のあり方には誤解のないよう努めます。店頭での表示が生産現場での施行から1年遅れて来年の12月になることなどについても、今回の意見交換会の中でご理解いただいたかった内容のひとつですし、今後も情報提供していきたいと考えています。

Q：消費者の中には牛肉のトレーサビリティと生産情報公表ＪＡＳを混同し、給与飼料などの情報がトレーサビリティでわかるようになると理解している人が多いので、報道等でも正確な説明が必要。

Q：個体識別システムと生産情報公表ＪＡＳが混同されていると感じた。消費者が一番知りたい飼育環境や給与された飼料についてはＪＡＳ規格の方に任意で入るにもかかわらず、トレーサビリティのパンフレットに「国産牛肉の安全・安心が確保されます」と書いてある。牛の個体識別の法律の目的には「牛肉に関わる当該個体の識別のため」とあるだけなので、誤解のないようにしてほしい。

A：トレーサビリティについてはブロック説明会などをすでに開催してまいりました。生産情報公表ＪＡＳについては１～２月に牛・豚の生産者を対象に１０ヶ所、流通業者・消費者を対象に８ヶ所で説明会の開催を予定していますので、ぜひご参加ください。

また、牛肉については生産地などの情報を提供することで安心を、また、全頭検査など一連の施策で安全を確保しているとの考えからこのような表現を使っていますが、誤解のないような説明に努めてまいります。

Q：特定料理提供業者への立入検査が行われるにあたって、業者名は公表されるのか。

A：来年１２月からの実施に先立ち、アンケート調査を行う予定です。ある店が対象になっているかという問い合わせがあれば、どのような回答がその店からあったかについてはお知らせする予定にしています。

Q：トレーサビリティを円滑に運用するには、生産者から小売業者まで多くの関係者に制度を理解してもらう必要があるが、周知はどのように行われるのか。

A：１２月１日からの施行に向け、管理者（畜産農家等）に対して全国で説明会を開催したり、流通業者にパンフレットを配布したりして周知に努めています。

Q：制度に違反した場合の罰金は３０万円以下で間違いはないか。

A：そのとおりです。生産者も流通業者も罰金は３０万円以下です。

意見：トレーサビリティは輸入牛肉には適応されないことを誤解のないようにしてほしい。

意見：長野県では消費者参加の下、２００１年から牛肉のトレーサビリティとＤＮＡ鑑定を行ってきたが、システムのチェックがきちんとしていること、安心の担保がきちんとしていることから、このシステムが消費者にとって非常によいシステムであると考えている。

問題点としては、まず、お金がかかるということ。鑑定にあたっては１件違いがあると最後まで追跡して調査することになり、周辺の調査も含め２～３倍の検査が必要になる。長野県では落ちてきた現在でも１００検体鑑定しようとする、８０検体くらいで検査自体は１００回分になってしまう。開始当初は４割弱の違いがあった。

二つ目は、現場の店舗に出向いて調査をすると、輸入品も含め多くの部分肉が取り扱われ、パートを含め複数の取扱者がいるので、どうしても間違いが起こること。これについては業者が悪いというだけではなく、このシステムのチェックとして利用していただきたい。

三つ目は表示がわかりにくいということ。長野県では今月からＤＮＡ鑑定の合致し

た店舗では、管理がうまくいっていることが一目でわかるような掲示をしている。

○データベースについて

Q：6月末の新聞報道では、個体識別に関して毎日8千件のFAXが送られてくるということだったが、データベースとしてはいつごろ完全なものになるのか。

A：今現在存在している牛が全国で450万頭おり、これらについては既にデータベースが完成しています。これに加え、年間140万頭の子牛が生まれ、130万頭がとさつされ、10万頭が事故や病気で死亡します。こういったもののうち出生の届出、異動の届出、死亡の届出などが農家からの届出が毎日1万件以上あり、そのうち8千件がファックスで送られてきているということです。

12月1日の法律の施行に合わせ、今までの登録内容について確認を行うとともに、新たな届出の中の記入ミスについてもひとつひとつ確認していくことで、信頼のおけるデータベースを構築してまいります。

Q：個体識別センターを10月に見学した際に、出生届出のファックスを見たが、単純な記入ミスがかなり見受けられたし、作業も追いつかない状況とのことであった。そのときはランニング期間中で国から補助があるとのことだったが、数年後には受益者負担として生産者にかかってくるのではないかと心配する声が聞かれた。

A：管理者（畜産農家等）からの出生や異動の届出と、と畜者からのとさつの届出を合わせると一日3万件程度になります。単純なミスについては電話で確認したり、定期的にエラーリストを作って地域に返し、確認をしています。

○耳標について

Q：パンフレットに耳標装着は「国内で生まれたすべての牛と輸入牛肉」とあるが、説明では国内産の牛肉だけといていたがどうなっているのか。

A：輸入牛肉ではなく輸入牛です。生きて輸入される牛は輸入時にすべて耳標を装着し、その後は国内で生まれた牛と同じように記録されます。

Q：耳標の番号をみれば生産地が判るなど、個体識別番号の付け方にルールがあるのか。

A：ISOの規定に基づく10進法で利用できるのは10桁となります。当初は2桁は出生地コード、次の1桁は品種コードなど、数字をみれば情報がわかるようなやり方も検討されましたが、牛の寿命から考えて、10桁では管理しきれないことから、ランダムに番号を付けることとなりました。

Q：番号を付けることによって、卸売市場などで取引の際に価格面での差がでてくるのか。

A：現在でも産地の名前を付けた銘柄牛、例えば松坂牛などは、通常の規格格付けの範囲を超えて高い値段が付くことが普通です。

○DNA鑑定について

Q：小売店約4万件や特定料理提供業者約2万件のうち、約2万件のDNA鑑定をするのは「年間」という意味か。

A：DNA鑑定については来年（平成16年）の12月からの実施となります。例えば6万件に対して少なくとも2～3年に1回は立ち入り検査を行い、そのうち、検査が必要なものなど2万件についてDNA鑑定を行うなどの方法を現在検討しています。

Q：DNA鑑定を1件行うのにどのくらい費用がかかるのか。また、経費負担はどうなっているのか。

A：1件8千円程度になる見込みです。一度鑑定を行ったものについてはデータベース化し、次に同じ個体のサンプルがあったときには照合だけですむようにするなど、費用の削減を考えています。コストと効果のバランスを考えながら検査件数も検討していくこととしています。

○コストについて

Q：出生からとさつ、また、牛肉として流通段階に入って消費者の手に渡るまで、非常に多くの届出が必要ということがわかったが、流通段階に要する手数料はどのように解消されるのか。

A：流通段階ではデータの管理は国でなく事業者が行い、表示も行います。これらのコストは事業者が負担します。小売の肉屋さんでボードを張り出すなどをすると、2～3千円の経費がかかります。大きな店舗でラベルで表示する場合は機械の調整で20万円、新規購入で80万円程度、大きな加工場で計量、ラベル表示のできる機械を購入すると500万円程度の初期経費が必要です。

数値化は難しいですが、分別などにより作業の効率が落ちるということも生じてきます。

Q：牛の個体識別、牛肉のトレーサビリティ、牛肉の生産情報公表JAS全体でどのくらいの予算が使われているのか。そのような予算を投入することで、行政としてはどの程度の安全性を担保できると考えているのか。

A：生産者に対しては、耳標代1個あたり200円と、家畜改良センターでのデータベースの開発、日常のデータ処理などを合わせて、約6億円の補助事業を行っています。DNA鑑定は1件8千円として2万件で1億6千万円、と畜場でのサンプル採取は1件300円として130万頭分で4億円弱となります。

また国費をかけてやることなので、投入した予算と効果を意識することについては、今後いろいろな施策を推進するにあたっても注意すべき点だと思います。導入後一定の時期がきましたら、どういった効果があったかということについて、十分に意識してやっていかなければならないと考えています。

○JASについて

Q：生産情報公表JASが適応されるのは、DNA鑑定が終了した牛肉になるのか。

A：DNA鑑定が終了しているかどうかは、生産情報公表JASの適応とは関係ありませんが、万が一、DNA鑑定の結果が一致しない場合は、流通段階すべてについて追跡調査を実施し、生産情報公表JASの適応されているものであれば、JAS規格としての調査も行われます。

Q：輸入牛が日本で飼育されたときは国産牛、国産牛肉となるのか。

A：JAS法の品質表示基準の畜産物の品質表示基準として、生体で輸入された牛は3ヶ月、豚は2ヶ月、その他の家畜は1ヶ月以上国内で飼育されるとその畜産物は国産として取り扱うことができると定めていますが、現在、食品表示の見直しということで、厚生労働省、農林水産省で共同会議を持ち、牛の3ヶ月については見直しも含めて検討しているところです。

Q：生産情報公表JASでは輸入牛肉は対象となるのか。その場合輸出国でどんな飼料を給与されていたか、どんな医薬品が使用されたか、日本で把握できるのか。

A：JAS制度においては、内外無差別を原則としており、輸入牛肉についても国産牛肉同様の生産情報公表JASの対象となります。この場合、輸入牛肉についても給与された飼料、使われた薬剤について把握できることが条件となります。なお、公表された生産情報が正確であるかの確認は、認定生産工程管理者が行うこととなります。

さらに、輸入牛肉の場合、国産牛肉で義務付けされている個体識別番号に代わる個体識別情報を把握できる仕組みも求められます。

○その他のBSE対策について

Q：肉骨粉等を焼却処理した焼却灰の処理はどうなっているのか。焼却灰を通じて土壤汚染がおこり、牛の健康に影響しないか。

A：BSEの原因である異常プリオンはたんぱく質であるため、ダイオキシン対策により800℃で焼却する一般の焼却炉か、1000℃以上になるセメント工場で処理されることによって、完全になくなってしまいます。併せて、と畜場で特定部位を焼却したときや、肉骨粉を焼却したときにでる焼却灰は安定型の産業廃棄物処理施設に埋め立てられているので、土壤還元、肥料に使われることはありません。

と畜場での特定部位の焼却には2千5百円から8千円程度の費用がかかり、これはと畜場や出荷者の負担になります。また、大量に出る肉骨粉の焼却、灰の処分は200億円以上かかりますが、当面の措置として国が負担し、リサイクルから完全に遮断しています。

Q：乳牛1頭あたり1万リットル程度の搾乳量は濃厚飼料を与えることによって維持されるものと理解しているし、BSEの発症牛に乳牛が多いことも事実である。肉骨粉禁止後も日本の生乳生産量が減少しないことは、個人取引、個人輸入などにより、違法な飼料給与が行われていることを意味するのではないか。そういった観点から、給与飼料や医薬品の使用状況がわからないトレーサビリティ制度は意味がないのではないか。

A：乳牛の乳量は遺伝的な分野での研究が進み、能力の改良が行われている一方、その能力を引き出す飼養管理技術の研究も進んだ結果伸びています。放牧しながら若干の補助飼料で高い乳量を確保している事例もあり、現在の乳量は肉骨粉の給与によるものではありません。また、高泌乳牛に給与しなくてはならないカルシウムについても、鉱物由来のもの、アルファルファミールにより代替できます。

また、違法な飼料が流通しないために、配合飼料メーカーや、と畜場からでる骨などを扱うレンダリング業者に対して大臣確認というかたちで、職員や独立行政法人の肥飼料検査所が定期的に立入検査を行った上で製造の許可を与えています。

そのような対策をとった上で、個人の違法な行為を防止するには、生産者、飼料メーカー、流通・小売業者など関係者が安全・安心なものを供給していくという強い認識を持つことが大切です。そのためにも安全・安心を求める消費者としての声を届けていただきたいと思います。

Q：精液、受精卵をBSE発生国から輸入しているとの新聞報道があったが、そのような事実はあるのか。

A：BSEの原因であるプリオンなどについて、科学的知見に基づいて貿易のルールを決めている国際獣疫事務局によれば、精液、受精卵ともプリオンが存在し得るものではなく、防疫上問題ないとされています。そういったことを踏まえ、精液については従来から輸入を認めております。また、受精卵については現在は輸入規制をしていますが、可能なものするような方向で食品安全委員会に意見を聞いているところです。

Q：と畜場の汚泥は肥料として使用しないよう通知がなされていたにもかかわらず、業者が通知をしなかったため、肥料として流通していたということが最近あった。トレーサビリティをはじめ多くの施策が講じられても、末端まで周知されていなければ施策が機能することができないことの現われではないか。

A：12月5日に再度、8千件の肥料業者を含めて徹底の通知をしました。知らなかったということが起こらないように努めてまいります。

Q：肉骨粉が禁止された時点で1, 132万トン※の配合飼料が流通していて、回収されたものが16トンと聞いたが、回収されない分はどうなったのか。

※農林水産省からのコメント：質問の中で出ている肉骨粉が禁止された時点での配合飼料は1, 132万tではなく1, 132tです。また内訳は養鶏用が1, 052t、養豚用が80tで、すべてが中小家畜用でした。

A：配合飼料の回収についてのご質問についてですが、我が国での1頭目のBSE患畜が、肉骨粉にされていたことが判明したため、その追跡調査及び在庫の回収を行ったもので、調査の結果、その患畜を原料に含むと思われる肉骨粉は全て化製場の在庫に含まれており、焼却されたことから、そこから先に流通した可能性は極めて小さいと思われます。

ただし、当該化製場から配合飼料の原料として出荷された肉骨粉の中に患畜由来のものが混入した可能性が完全には否定し得なかったことから、当該化製場から出荷された肉骨粉を用いて作られた配合飼料も念のために追跡調査し、在庫分については回収・焼却しました。ご質問の出荷・回収等された配合飼料の数量は、この調査に関するものと思われます。回収されなかったものについても、牛農家への出荷はなかったとの調査結果でした。

また、我が国でのBSE発生を受けてとられた肉骨粉の禁止措置についてですが、まず、肉骨粉を含む牛用飼料の製造、牛への給与等を平成13年9月18日に法的に全面禁止、10月4日に全ての肉骨粉及び肉骨粉を含む飼料・肥料の輸入、国内での製造及び製造済みのものの出荷を全面停止し、10月15日には法的に禁止しました。従って、これらの禁止措置後においては、肉骨粉を使用した配合飼料が製造、販売等されたことはないと考えています。

Q：と畜場での「背割り」の仕方は現在どのように行われているのか。

A：「背割り」により脊髄が周囲を汚染することを心配されてのご質問としてお答えします。

脊髄の吸引除去装置について導入を推進した結果、現在年間130万頭とさつされるうち、約9割が「背割り」前に脊髄を除去しています。今後とも装置導入の推進について関係都道府県に要請をしていきます。

○その他

Q：と畜場でのHACCP対策はどうなっているのか。

A：平成8年のO-157による食中毒以来、と畜場の衛生管理が重要であるとの認識から、施設基準や衛生管理基準をHACCPの方式を参考に改正し、適合を確認しています。衛生管理については引き続きと畜場に適したHACCPの手法について研究開発を進めています。

なお、本格的にHACCPを導入している施設については、輸出食肉取扱施設として4ヶ所が厚生労働省から認定されています。

Q：こういう場で受けた説明などを地域に帰ってから広めたいとおもうが、そのような場合、農林水産省から資料などの支援はあるのか。

A：本日配布したパンフレットについては、裏面の問合せ先に必要部数と送 付先をご連絡いただければ、お届けします。

局長お礼

積極的にご意見、ご注文をいただきありがとうございました。本日はトレーサビリティが12月1日から生産段階で導入されたことを中心にご説明しましたが、さらに飼料給与や医薬品使用の状況などを示した生産情報公表JASも合わせてご説明しました。そのことがかえって、聞いておられる方にとってはわかりにくかったこともあろうかと思しますので、次の機会の反省材料として、もう少しわかりやすく説明してまいりたいと思います。本日は、一定の国費をかけてやることについて、その費用と効果のところを意識してきちんとするようにとのご意見もありました。私どもが今後いろいろな施策を推進するにあたって注意すべき点だと思いますし、いずれ、導入後一定の時期がきましたら、どういった効果があったかということについて、十分に意識してやっていかなければならないと思います。

本日は本当にありがとうございました。